

# 令和8年度焼津市認定こども園事業者の募集について (募集要綱)

## 1 募集の趣旨

焼津市では、増加する多様な地域の保育ニーズに対応するため、令和7年3月に策定した「焼津市こども・若者スマイルプラン」に基づいて、既存園（幼稚園、認可保育所、小規模保育所）の認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する「認定こども園」をいいます。以下同じ。）への移行に向けた整備支援等、入所枠の拡充の取組みを進めていますが、この度、認定こども園の新設整備、運営を行う事業者（以下「事業者」といいます。）を募集します。

## 2 募集する施設の概要

### (1) 募集する区域

「焼津市こども・若者スマイルプラン」84ページの図表5-3-1に規定する「中部区域」の区内

### (2) 施設の区分

認定こども園の新設

### (3) 募集施設数

1施設

### (4) 施設の利用定員

総数として60人～90人程度の規模としてください。また、以下ア及びイに示した人数を基準とし、できる限り近い人数を利用定員としてください。

#### ア 1号認定

5人程度（満3歳児については、受入をお願いします。）

#### イ 2号、3号認定

おおむね以下の表の人数程度とします。

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
定員	6人	10人	12人	14人	14人	14人	70人

### (5) 教育・保育の時間

全年齢に対し、次の区分に定める時間帯としてください。なお、それ以外の時間帯については、原則として預かり保育、延長保育制度を実施してください。

#### ア 保育標準時間

月曜日～金曜日は次の(ア)の時間帯としてください。土曜日は(イ)を最低基準とし、できる限り(ア)と同程度の時間を保育することとしてください。

(ア) 午前7時～午後6時 又は 午前7時30分～午後6時30分

(イ) 保育標準時間のうち10時間以上で設定すること。

#### イ 保育短時間

月曜日～土曜日で、保育標準時間のうち8時間で設定すること。

ウ 教育時間

4時間を標準として園則等で定める教育課程に係る時間とすること。

エ 最大延長保育時間

多様な保育ニーズに対応するため、午後7時を超えて保育を実施することを検討してください。

(6) 開園の時期

令和11年4月1日までに開園すること。

※市との協議により、開園日を決定します。

### 3 応募資格

(1) 運営実績

「焼津市子ども・若者スマイルプラン」81ページの図表5-1に規定する以下の施設又は事業を焼津市内で3年以上運営実績を持つ事業者

ア 幼稚園

イ 保育所

ウ 認定こども園

エ 地域型保育事業（小規模保育事業及び事業所内保育事業に限る。）

(2) 財務状況

直近3年間の会計年度において、3年間連続して損失を計上していないこと。

※「直近3年間の決算報告書等」のうち、損益計算書の「当期純利益」、又は事業活動計算書の「当期活動増減差額」が3年間にわたり損失が計上されている状態にないこと。

(3) 所管庁の監査、指導検査等

運営主体及び運営している施設において、直近に実施された所管庁の監査、指導検査等において、文書指摘を受けていないこと。

※文書指摘を受けていた場合であっても、適正な改善報告がなされている場合は、指摘を受けていない場合と同様の取扱いとします。

(4) その他次の事項を満たす者

ア 焼津市随意契約見積心得の15（見積もりする資格のないもの）のすべてに該当しない者であること。

イ 本募集にて提示する条件を厳守できること。

ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

## 4 応募について

### (1) 質問書の提出及び回答

説明会は開催しません。質問は、質問書（第1号様式）により焼津市こども未来部保育・幼稚園課へ電子メールで提出してください。

なお、審査に支障をきたす質問や認定こども園公募申込みに必要ないと判断される質問などは受け付けできませんのでご注意ください。

#### ア 提出期限

令和8年7月10日（金）午後5時

#### イ 提出先

焼津市こども未来部保育・幼稚園課 (hoiku@city.yaizu.lg.jp)

#### ウ 質問の回答

令和8年7月20日（月）までに取りまとめ、回答は焼津市HPにて掲載する。

### (2) 提出書類

#### ア 公募申込書（第2号様式）

#### イ 現段階（計画レベル）での位置図、配置図、建物平面図

#### ウ 事業のスケジュールが分かる書類（工程表）

#### エ 就業規則、給与規程、経理規程、安全衛生規程

#### オ 法人登記簿謄本

#### カ 決算書の写し（過去3年分）

#### キ 国税納税証明書（税務署が発行するもの）

#### ク 市税納税状況等確認同意書兼誓約書（第3号様式）

#### ケ 既存施設のパンフレット等（一般向けに配布する資料がある場合のみ）

### (3) 提出部数

正本1部、副本5部

#### 【提出場所】

〒425-8502 焼津市本町二丁目16番32号 焼津市こども未来部保育・幼稚園課

### (4) 応募書類受付期間

令和8年7月29日（水）午後5時締め切り

### (5) 注意事項

ア 応募に要した経費は、申込者の負担となります。

イ 提出された申込書類は返却しませんので、あらかじめ御了承ください。

## 5 審査について

### (1) 審査方法

書類審査及びヒアリング(ヒアリングの日時は別にお知らせします)を受け採点し、満点の6割以上得点の事業者で最も点数の高い事業者を選定します。

### (2) 審査基準

別紙を御参照ください。

(3) 審査結果の通知

令和8年8月中旬頃事業者あてに通知する予定です。

(4) 審査結果の公表

焼津市HPに掲載します。

## 6 その他

(1) 地域住民等への説明

ア 認定こども園の整備、運営等に関して、地域住民・町会関係者等への説明は、事業者の責任において行ってください。

イ 施設的设计、工事等の実施に当たり、地域住民等からの要望に配慮し、可能な限り対応してください。また、事業者の責任において解決を図るよう努めてください。

(2) 所有者との交渉

建物を賃借して整備する場合における所有者等との交渉や調整については、事業者が責任を持って行ってください。

(3) 関係法令の遵守

認定こども園の整備、運営等に関して、関係法令及び焼津市の条例などの基準を満たしてください。また、設計を確定する前に、あらかじめ焼津市の建築審査担当課、管轄の消防署等に相談し、その指導に従ってください。

(4) 事業の継続性

園児に対する安定的・継続的な保育の提供という観点から、経営状況の悪化等により運営開始後に保育の提供が困難になった場合に備え、在籍児の処遇等について、十分な検討を行ってください。

(5) 事業を変更した場合の取扱い

事業者の選定を受けた後、事情により提出した申込書の内容と異なる事業を実施することとなった場合は、ただちに焼津市こども未来部保育・幼稚園課と協議をしてください。変更内容によっては、選定を取り消す場合がありますのでご注意ください。

(6) 既存園の統廃合について

今回の公募は、中部区域におけるすべての年齢層の子どもたちが幅広く保育を受けられるようにすることを目的としています。「焼津市こども・若者スマイルプラン」に記載する「確保の内容」が増加するよう、特段の事情がない限り、認定こども園の開園から5年間は、既存園の統廃合を行わないようお願いいたします。

事業者選定スケジュール（予定）

内容	時期
募集要綱の公表	令和8年6月25日
公募申請書受付	令和8年6月25日～7月29日
質問受付	令和8年6月25日～7月10日
質問回答	令和8年7月1日～7月20日
プレゼンテーション審査	令和8年8月6日AM
総合審査	令和8年8月6日～8月14日
審査結果通知	令和8年8月14日